

千葉市公告第624号

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域内の建築物の位置及び構造に関する認定の取消しをしたので、第86条の5第4項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月9日

千葉市長 神谷 俊一

1 申請者の氏名

千葉市長 神谷 俊一

2 認定の取り消しを行った区域の場所

花見川区さつきが丘2丁目25番1、同番6

3 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第49-10号 昭和49年10月18日